

2007年11月21日

枚方市長 竹内 脩 殿

日本共産党枚方市会議員団
団長 中西秀美

2008年度予算編成と市政運営に対する要望書

政府・与党は、来年度も社会保障予算を抑制する「構造改革」路線をつづけ、医療、介護、年金、生活保護など、あらゆる分野で貧困に追い討ちをかける切捨て政治をすすめようとしています。

そのうえ、地方交付税や国庫補助負担金の削減など、「三位一体の改革」は、自治体の財政と住民の暮らしに大きな影響を与え、地域間格差を拡大しています。

大阪府は全国一高い府立高校授業料のうえにエアコン代を徴収、子どもの医療費助成は全国でも最低レベル、府独自の老人医療助成も廃止する一方で箕面の自然を壊し、750億円の赤字をだしています。また、同和事業や大企業の進出に税金の無駄遣いが行われています。

こうした状況のもとで、枚方市政が市民のくらしや健康、環境を守ることに全力をあげることが求められています。

それにもかかわらず、前市長が関与した「官製談合事件」で、枚方市は市民の信頼を大きく裏切りました。

まず求められることは、事件の事実関係を市が自ら調査・検証し、二度とこのような事件を起こさない役所内のシステムを構築することです。

失われた信頼回復のために、また、「住民の福祉増進をはかる」という地方自治体本来の役割を果たすために、市長が率先して尽力されることを願います。

来年度の予算編成にあたっては、清潔で公正な市政運営に努められると同時に、切実な市民要求にこたえていただきたく、以下の要望書を提出いたします。

2008年度の市政運営と予算編成の基本方針に関する要望

1. 市政運営の基本方針について

- ① 憲法をいかし、平和・人権・民主主義を市政の基盤にすえること。
- ② 国・府の悪政から市民生活を守ること。
- ③ 市民の暮らしを直視し、市民の目線で市政をすすめること。
- ④ 環境を保全し、自然を破壊する開発を許さぬ行政運営を貫くこと。
- ⑤ 市民参加で公正・ガラス張りの行政運営を進めること。
- ⑥ 新たな財源を確保し、無駄や無理のない財政運営を図ること。

2. 談合事件の真相解明について

- ① 談合事件の徹底解明を行政自らがを行い、市民に公表すること。
- ② 談合により枚方市が被った損害額を明らかにし、談合事件に関わった事業者・個人に損害賠償を求めること。
- ③ 事実関係もふくめ、調査・検証を行うこと。
- ④ 「第2清掃工場建設工事に関する調査委員会」は解散し、市議会各派推薦を含む、新たな談合調査委員会を設置すること。
- ⑤ 入札監視委員会の機能強化を行うこと。
- ⑥ 第2清掃工場以外の過去の契約事案の精査を徹底して行うこと。
- ⑦ 競争入札の徹底と談合が行われないように監視すること。
- ⑧ 入札監視委員会の機能強化を行うこと。
 - i 委員の数を増やし、市役所OBも入れないこと。
 - ii 委員名簿、会議録の公開など徹底した情報公開を行うこと。
 - iii もちまわり合議はやめること。

3. 予算編成に関わる要望について

(1) 市民にしわ寄せせず、財政を立て直す

- ① 国に対して「三位一体改革」で国の責任を放棄する補助金カットや地方交付税の削減に反対し、必要な税源移譲を求めること。
- ② 土地開発公社や市の長期保有地は早期に事業化し、有効活用をはかること。
- ③ 地下水くみ上げ条例を制定し、地下水くみ上げ協力金を徴収すること。
- ④ 市内企業(資本金10億円以上)の法人税率を引き上げること。

(2) 三大プロジェクトとその他の公共事業について

- ① 庁舎周辺整備事業について、現在の市の計画案では、巨額の財源を必

要とするため急ぐべきではなく、計画を凍結し、財源問題を含めて慎重に検討すること。

- ② PFI手法による総合文化施設の建設(ホテルを含む)は、凍結すること。
- ③ 第2清掃工場については、年間メンテナンス費用をただちに公開すること。
- ④ 第2清掃工場建設工事の工事管理の適正化をはかり、工事において談合の影響がないか点検すること。
- ⑤ 火葬場建設については、地元自治会との合意を尊重し、基本協定を結ぶこと。
- ⑥ 多額の経費を要する庁舎の建て替えの実施時期については、凍結すること。
- ⑦ 新市民病院の建設は、最優先で建設すること。

(3) 市民のくらしを守るために

- ① 子育て支援について
 - ・ 公立保育所の廃止・民営化は行わないこと。
 - ・ 保育所定員の弾力的運用の解消、待機児を年度途中も含めて解消するために定員増や増園を行うこと。
 - ・ 保育士配置など公私間の格差解消をはかること。
 - ・ 公立保育所で完全給食を実施すること。
 - ・ 公立保育所の各教室にクーラーを設置すること。
 - ・ 保育所の耐震診断を早急に行い、必要な補強工事を進めること。
 - ・ 夜間・休日・一時保育・就労支援のための保育制度の創設などさまざまな保育ニーズにこたえるために「新子ども育成計画」の計画目標を見直すこと。公立保育所も積極的にこれらの事業を実施すること。
 - ・ 認定子ども園の開設にあたっては、枚方市の現行保育水準を低下させないよう独自の基準を策定し、府と協議を行うこと。
 - ・ 乳幼児医療費助成制度を「子どもの医療費助成制度」とし、引き続き対象年齢の拡大、一部負担金の無料化に取り組むこと。
 - ・ 子どもの安全対策を拡充すること。
 - ・ 「集いの広場」を増設すること。
 - ・ 公園に子どもが安全に遊べる遊具を設置すること。
 - ・ 保育施設の改善に努め、十分な保育ができるように運営経費を確保すること。
 - ・ 日没前に防災無線を利用し、子どもたちに帰宅を促す放送を行うこと。

- ・ 小規模認可保育所で保育される子どもたちの就学前までの保育継続をはかること。
 - ・ 妊婦検診に対する助成策を国、府に求めるとともに、市の独自策についても引き続き強めること。
 - ・ ポリオの個別接種の実施を検討すること。
 - ・ インフルエンザの予防接種について高齢者と同様に子どもの接種についても支援を行うこと。
- ② 介護保険について
- ・ 国に対し、調整交付金5%の確保を求めること。
 - ・ 介護保険料を引き下げ、減免制度を拡充し、利用料の軽減策を実施すること。
 - ・ 特別養護老人ホームやグループホームなど施設の基盤整備を行うこと。
 - ・ 地域包括支援センターが地域の介護に関する総合相談窓口としての機能を果たせるように支援すること。
 - ・ 認定の調査用紙の控えを申請者に交付し、障害者控除の利用については説明を行うこと。
 - ・ 増税による激変緩和のためにとられた介護保険の特別軽減を来年度も継続すること。
- ③ 医療について
- ・ 星ヶ丘厚生年金病院が公的病院として存続されるように国に求めること。
 - ・ 医療助成を拡充し、入院時のホテルコストや食費、おむつ代の軽減策を行うこと。
 - ・ 後期高齢者医療保険制度の4月実施は、中止するよう国に求めること。
 - ・ 後期高齢者医療の負担増に対し、府下市町村と共同し、府に支援を求めるとともに市独自の支援策を実施すること。
 - ・ 軽度発達障害の診断・療育ができる体制を整備すること。
- ④ 市民病院について
- ・ 市民病院でペインクリニック、ホスピスケア実施が出来る体制を整備すること。
 - ・ 小児科医師、産婦人科医の確保に努力し、24時間小児救急医療、周産期医療の充実、地域産婦人科とのネットワークが出来るように努力すること。
- ⑤ 増税について

- ・ 国の増税計画について中止を求めること。
 - ・ 非課税から課税になる世帯への軽減施策をさらに講じること。
 - ・ 住民税の減税基準を明確にし、困っている市民が利用できる制度とすること。
 - ・ 地方自治法323条の3要件（公の扶助＝就学援助・保育所入所・児童手当・福祉年金受給者、私の扶助＝叔父などからの援助）の住民税減免を行うこと。
- ⑥ 障害者・障害児施策について
- ・ 障害者自立支援法による応益負担を撤回するよう国に求めること。
 - ・ 障害者が必要なサービスを利用できるよう利用料を軽減すること。
 - ・ 施設運営に対する支援策を充実すること。
 - ・ 精神障害者の総合的な支援をすすめるための専門職員を配置し、関係機関とのネットワークを整備すること。
 - ・ 重度加算を日割りではなく月額支給にすること。
 - ・ 施設利用者の食費補助をすること。
 - ・ 障害者の生活の場であるケアホームの充実と家賃補助など利用者負担の軽減を行うこと。運営費補助を日割りから月額支給にすること。
 - ・ 日中支援事業（タイムケア事業）を増設し、新規事業者に対する家賃補助を行うこと。
 - ・ ガイドヘルパーを増員すること。
 - ・ 幼児療育園については、外来リハビリテーション機能の充実をはかること。
- ⑦ 国民健康保険料について
- ・ 保険料を軽減し、困窮者減免制度を復活し拡充すること。
 - ・ 短期証・資格証明書の発行はしないこと。
 - ・ 国保の傷病手当を創設すること。
 - ・ 国保の一部負担金減免制度の充実をはかること。
- ⑧ 暮らしの施策について
- ・ 生活保護の生活扶助基準の切り下げを行わないよう国に求めること。
 - ・ 各種制度の情報提供や広報義務を徹底するために行政機関として明文化し、職員指導を行うこと。
 - ・ 生活保護について親身に市民の相談に対応できるようにケースワーカーを増員すること。
 - ・ 低廉な金額で実施できる市営葬儀を堅持すること。
 - ・ 消費生活センターの機能を充実し、市民が安心して相談できる場所に移転すること。

- ・ 高齢者バスカード事業対象者の所得制限を撤廃し、JR・京阪電鉄など利用できる交通機関を増やすこと。
- ・ 高齢者のIT学習支援と相談体制を整備し、IT促進をはかること。
- ・ 街かどデイサービスを各校区単位に設置できるように支援すること。
- ・ 移送サービスに対する支援を行い、外出困難者の通院などの保障をすること。
- ・ 紙おむつ給付事業の所得制限を緩和すること。
- ・ 多重債務についての相談窓口を設置し、庁内の関係部署が連携して対応できる体制をつくること。

(4) 安心、快適なまちづくりのために

① 安全、安心のまちづくり

- ・ 消防組合など安全・防災体制強化のための人員を確保すること。
- ・ 十分な職員体制を確保するため、消防の構造改革をやめること。
- ・ 消防組合の人材確保のために、正規消防吏員の増員をはかること。
- ・ 耐震偽装の防止のために、建築指導主事の増員をはかり、市独自の中間検査・完了検査を実施すること。
- ・ 大規模地震災害に備え、地域の防災拠点機能の充実をはかり、自主防災組織への支援を充実すること。
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所への対策を急ぎ、道路面に面した私有地についても対策が促進されるように支援すること。
- ・ 市民の安全を守るために必要な防犯灯は、照度を確保し、市の責任で設置すること。特に通学路については緊急に点検し、必要な対策を講じること。
- ・ 消防施設（支所・主張所）の耐震診断を早めること。
- ・ 災害弱者が移動できる場所に、一次、二次の避難場所を確保すること。
- ・ 警察の二署体制を早期に実現し、派出所の人員増員を大阪府に強くもとめること。
- ・ ため池、橋梁などの耐震補強を促進すること。
- ・ 公施設のバリアフリー化をはかること。
 - i 市民会館にエレベーターを設置すること。
 - ii 市役所本館にエレベーターを設置すること。

② 上下水道と河川整備について

- ・ 淀川やその支流の各河川は、自然と景観の保全を行いつつ、浸水対策を講じるように国や府の関係機関に働きかけること。

- ・ 上下水道の組織統合については、まずメリット、デメリットを明らかにし、市民に対しては情報発信を行うこと。
 - ・ 上下水道使用料の値上げをしないこと。
 - ・ 工事・請負契約制度の改革、職員配置の適正化など経営努力を行うこと。
 - ・ 集中豪雨で常時浸水する地域を解消すること。
 - ・ 市の施設や民間の大規模開発にあたっては、雨水流出抑制施設を設置するように、さらに指導を強化すること。
 - ・ 上下水道料金の減免制度を充実すること。DV 被害の母子世帯については、住民票の移動がなくても減免の対象とすること。
 - ・ 公共下水道、公設浄化槽への切り替え時にかかる経費について低所得者向けの軽減措置を行うこと。
- ③ 廃棄物処理・リサイクル施設について
- ・ 北河内 4 市リサイクル施設の稼働は、周辺住民の合意が得られるまで凍結すること。
 - ・ 家庭系一般ごみの有料化は行わないこと。
- ④ まちづくり、開発について
- ・ まちづくり条例を住民参加で制定すること。
 - ・ 景観保全条例を策定すること。
 - ・ 開発に対する地域住民の声を反映できるシステムを構築すること。
 - ・ 住民と行政、専門家をまじえた「地域まちづくり協議会」をつくること。
- ⑤ マンション問題について
- ・ マンションの維持管理・管理組合運営など建築技術的・法的問題について相談にのる「マンション相談室」を設置すること。
 - ・ 地震に強いマンションをめざして、総点検と防災改修を進めること。
 - ・ マンション管理組合支援のため、管理組合、組合員向けのセミナー等を継続して開催すること。
 - ・ 市内マンションの実情調査を行うこと。
- ⑥ 道路問題について
- ・ 第 2 京阪道路建設にあたっては、万全の環境対策を国に求めること。
 - ・ 第 2 名神国道の建設計画の撤回を求めること。
 - ・ 国道 1 号線・307 号線の歩道設置、杉田口禁野線、交野久御山線など府道拡幅と歩道設置を国・府に求めること。
 - ・ 生活道路の改修に必要な予算を確保すること。
 - ・ 車いすの人が通行できるように危険な歩道の高低差を改修し安全対

策を行うこと。

- ⑦ 交通問題、交通バリアフリーについて
 - ・ 駅と周辺のバリアフリー化を推進する。
 - ・ 危険箇所への信号機設置、大型車の通行の多い通学路は歩車分離式信号を設置するように警察に求めること。
 - ・ 交通不便地域解消のため、市としてコミュニティバスを実施し、府に支援策を求めること。
 - ・ バス停留所に雨よけやベンチが設置できるように設置場所の確保を京阪バスと共同で取り組むこと。
- ⑧ 地球環境、自然の保全、公園について
 - ・ 公園を計画的に設置し、子どもたちが自由に遊ぶことが出来る広場を確保すること。
 - ・ 市内の緑被率の定期調査を行い、地域別目標を定め、積極的に植樹を行い、既存の自然林を保護すること。
 - ・ 里山保全、稀少動植物の保護を進めること。
 - ・ ごみ半減の目標に基づき、剪定枝のリサイクルシステムや生ごみの堆肥化などごみの減量化を進める仕組みをつくること。
 - ・ 大気汚染・道路騒音の観測局を増設し計画的に観測機器の更新をすること。
 - ・ 市民緑地制度を有効に活用すること。

(5) 商工業と都市農業の発展のために

- ① 中小商工業
 - ・ 中小商工業振興条例を制定し、地元業者の育成・支援策の充実に努めること。
 - ・ 商工予算を拡充し、起業・営業支援を推進すること。
 - ・ 地元業者支援と地域の活性化のために住宅リフォーム助成制度を創設すること。
 - ・ 官公需の発注率を引き上げること。
 - ・ 商店の空白地域に誘致支援策を行うこと。
 - ・ 市のホームページで商店街の空き店舗情報を提供すること受注機会が均等になるように、小規模修繕契約制度の改善と充実をはかること。
 - ・ 小規模修繕契約制度の契約金額を現行の30万円から50万円に引き上げること。
- ② 農業
 - ・ 農地の保全がはかれるように営農支援策を拡充する。

- ・ 地産地消の推進、食と農の大切さを啓発する事業に取り組むこと。
- ・ 生産緑地については、要件緩和を行い、追加指定場所を積極的に増やすこと。

(6) 学校教育と社会教育の充実のために

- ① 憲法・教育基本法を守り、枚方の教育にいかすこと。
- ② 小中学校の統廃合、幼稚園の廃園・民営化は行わないこと。
- ③ 早急に少人数学級を全学年に実施すること。
- ④ 老朽校舎やトイレの改修を進めるために維持補修費を増額すること。
- ⑤ 安全監視ボランティアでまかなっている午前中も警備員・安全監視員等の配置を行うこと。
- ⑥ 留守家庭児童会室の開室時間の延長と学年の延長、土曜日の開室を早急に行うこと。
- ⑦ 教室・職員室・教師を結ぶ緊急連絡用のシステムを作ること。
- ⑧ 小中高一貫の特別支援学校を誘致すること。
- ⑨ 特別支援教育に関わる教職員、時間講師を増員し、十分な配置を行うこと。
- ⑩ 教師の多忙化、長時間労働で健康破壊が起こっているが、労働時間の適正な管理をするために労働実態調査を行うこと。
- ⑪ 過度な序列化を生む恐れのある全国一斉「学力テスト」は参加しない。枚方の学力診断テストは中止すること。
- ⑫ アレルギーの子どもが多くいる状況があるが、学校給食がきちんとアレルギー対応できるように取り組むこと。
- ⑬ 学校給食の調理業務は直営を堅持すること。
- ⑭ 中学校給食を実施し、実施方法は校内食堂方式などを含め検討すること。
- ⑮ 奨学金制度を堅持し、拡充すること。
- ⑯ 社会教育について
 - ・ すべての市民の学習権を保障する社会教育施設 11 館構想の実現を目指すこと。
 - ・ 現状、社会教育施設建設が困難な状況の中では既存の公共施設の有効活用を行うこと。
- ⑰ 生涯学習について
 - ・ すべての市民の学習権を保障し、子どもたちの居場所としての機能が発揮できる生涯学習施設の充実を目指すこと。
 - ・ 既存の公共施設、地域の自治会館を一般市民の活動にも開放するシ

- システムをつくること。
- ・ 市民の学習予算、文化予算を増額すること。
- ・ 生涯学習市民センターを公民館にもどすこと。
- ・ 当面、生涯学習市民センターの管理・運営について以下のことを実施すること。
 - i 無料にすること。当面の間、地域社会に貢献する活動については、すべて無料にすること。
 - ii 社会教育主事、生涯学習コーディネーターなどの専門職員を配置すること。
 - iii 配置職員はすべて市職員を配置すること。
 - iv 施設の管理運営については、市民の意見を聞いて実施すること。
 - v 市民の意見を反映できる事業を実施できるよう生涯学習市民センターの事業予算を増額すること。
 - vi 各生涯学習センターでボランティアによる IT 講習会を常時開設し、各公共施設でパソコンを持たない市民が IT を利用できるようにすること。
- ・ 枚方市駅周辺に図書館を設置すること。
- ・ 幼稚園の耐震化を行うこと。

(7) 公正・民主・効率的でガラス張りの行政運営をめざして

① 住民参加と情報公開

- ・ 主権者として市の意思形成の段階から市政に参加する権利を保障した市民参加条例を市民参加でつくること。
- ・ 住民投票条例の制定を行うこと。投票は議会の同意がなくても有権者の 20% の署名により実施すること。
- ・ 情報公開条例を改正すること。各政策の形成過程について情報公開と市民参加を徹底させること。
- ・ 市役所の電子決済化を行い、情報公開のシステム化をはかること。
- ・ 市民が IT を活用して情報公開請求できるようにすること。
- ・ 政治倫理条例をつくること。

② 契約制度の改善

- ・ 競争入札の徹底・談合が行われないように監視すること。
 - i 入札監視委員会の機能を充実し、情報公開を高めること。
 - ii 市民による契約監視組織を設置すること。

③ 市議会施策

- ・ 市議会の議事録検索システムを充実し、委員会審議も検索可能にす

ること。

- ・ 市議会のペーパーレス化を進め、データによる資料提供を行うこと。
- ・ 議会のオンライン化を行うこと。

④ 市役所改革について

- ・ 市民生活中心の市役所改革を進め、無駄な部署は廃止すること。
- ・ 人権政策室を廃止すること。
- ・ 談合の舞台となった重点プロジェクト部は解散し、事業の起案は担当課で、工事の施工については建築課でおこなうこと。
- ・ 職員の成績主義制度を廃止すること。
- ・ トップダウンの市政運営を行わないこと。
- ・ 職員が地域に入り、市民の生の声を聞き市政に反映できるシステムをつくること。
- ・ 内部告発制度を創設すること。
- ・ 市長の退職金を減額すること。
- ・ 中核市への移行は、必要な体制や専門職員を確保すること。
- ・ 中核市のメリット・デメリットを明確にしながら市民に周知し、市民参加で移行後の協議をすること。
- ・ 大阪府との職員交流や研修などを十分に行い、市民サービスの質的低下を招かないように留意すること。
- ・ 市のホームページでボランティア団体やNPOの活動を紹介すること。
- ・ 各種制度の情報の提供や広報義務を徹底するために、窓口業務のマニュアル化をはかること。

(8) 平和と人権を守る街づくりのために

① 平和

- ・ 市の行事に自衛隊の参加を求めないこと。
- ・ 平和の語り部の登録を行い、戦争体験を語り継いでいくこと。
- ・ 市民参加で非核・平和事業を実施すること。

② 同和行政はすべて終結し、一部団体の意向に左右されることのない真の人権施策を迫及すること。

③ 子どもの権利条約に基づく、「枚方市子どもの権利条約」を制定すること。

- ・ 子どもオンブズパーソンを設置すること。
- ・ 子どもの権利条約に基づいて業務されているかどうか確認する協議会を市民参加で設置されること。

- ④ 公が実施する事業は手話通訳の派遣を基本とすること。
- ⑤ 手話通訳が実施しやすいように市民会館の舞台にモニタースピーカーを設置すること。
- ⑥ 選挙権を行使できるように、投票時のガイドヘルパーの派遣は無償とすること。
- ⑦ 女性施策
 - ・ 男女参画基本条例を制定すること。
 - ・ 女性政策担当課を復活させること。
 - ・ 女性相談窓口に専門職の相談員を配置すること。
 - ・ DV 対策で被害者の緊急避難場所（シェルター）を早急に設置すること。
- ⑧ 豊かな文化・スポーツ施策の充実を
 - ・ 市民の健康維持、向上をはかるために社会教育施設整備計画に基づき、地域体育施設を整備すること。
 - ・ 温水プール、ミニ体育館を建設すること。
 - ・ スケートボードの出来る施設を建設すること。
 - ・ 春日テニスコートのコート面の改修を行うこと。
 - ・ 市の文化予算を増額すること。
 - ・ コーラス、演劇、人形劇など文化団体の活動助成の基準を設けて作ること。
- ⑨ 国民保護計画について
 - ・ 市民を戦争に巻き込む「国民保護計画」を撤回し、防災計画を充実させて住民の安全を守るための非軍事の計画を策定すること。

<地域要望>

1. 国に対する要望

- ・ 国道 1 号線天の川交差点の渋滞解消の対策を講じるように国に求めること。
- ・ 国道 1 号線菊丘バイパス沿い（菊丘町 9-20-1）に防音壁設置と歩道の整備をすること。
- ・ わんどが再生され、見学などに訪れる市民のために淀川河川敷のくずはゴルフ場内遮断柵の工夫を行い市民にも開放すること。
- ・ 引き続きわんどの整備をすること。
- ・ 淀川河川敷にある 2 つのゴルフ場を 1 ヶ所にし、くずは地域河川敷を緑地広場として整備すること。

2. 大阪府に対しての要望

① 信号機の設置について

- ・ 都ヶ丘バス停手前横断歩道に信号機の設置を行うこと。
- ・ 都丘町の都ヶ丘バス停に歩行者優先の信号機を設置すること。
- ・ 府道杉田口禁野線穂谷川自然巡回道の交差部分に信号機を設置すること。
- ・ 田口山1丁目山田池団地バス停の手前にボタン信号を設置すること。
- ・ 杉田口禁野線、田口1丁目39-9セブンイレブン前に信号機を設置すること。
- ・ 招提大谷25と長尾西町103の交差点に信号機の設置をすること。

② 道路の拡幅、改善について

- ・ 府道枚方茨木線、宮之阪交差点から府立精神医療センター前東交差点までの道路拡幅と歩道設置を行うこと。
- ・ 府立精神医療センター前東交差点を改良すること。
- ・ 山田池公園第一駐車場前の横断歩道を東側にもつけること。駐車場入り口手前に停止線を設置すること。
- ・ 府道枚方大和郡山線の歩道を確保すること。特にサプリ村野までの歩行者の安全確保を図ること。
- ・ 星ヶ丘駅横の道路に「大きい車進入禁止」の表示を行うこと。
- ・ 星丘2丁目、空き巣や泥棒が多く車を傷つける事件も多発する星ヶ丘駅から東の周辺にパトロールを増やすこと。
- ・ 甲斐田新町、須山町地域の小中学生のための通学路の違法駐車対策を行うこと。
- ・ 町楠葉、「赤ひげ」店周辺道路の不法駐車対策の強化をはかること。
- ・ 府道杉、田口禁野線の市民病院前から禁野口区間の整備と歩道設置の早期実現を求めること。
- ・ 府道京都守口線、なぎさ高校前交差点付近の歩道整備など改良をはかること。
- ・ 府道170号線歩道上（出口1丁目1-18）ケーエス工業入り口前にカーブミラーの設置を府と協議すること。
- ・ 府道170号線と1号線の交差点地点、枚方大橋南詰め信号の改良と府道170号線から枚方公園へ向かう八尾枚方線の歩道の改良を府と協議し安全対策を進めること。
- ・ 枚方八尾線（枚方公園～光善寺）の歩道拡幅をすること。
- ・ 府道枚方茨木線、宮之阪交差点から府立精神医療センター前東交差点までの道路拡幅と歩道設置を行うこと。

- ・ 枚方八尾線（光善寺～香里園）の側溝の蓋かけをすること。
 - ・ 府道13号線（国道1号線中振バイパス付近）の夜間照明を設置すること。
 - ・ 府道京都、守口線の樋之上～樟葉駅間に引き続き安全柵と道路照明を設置すること。
 - ・ 船橋川堤防を強化すること。
- ③ 枚方市に対しての要望
- ・ 京阪交野線星ヶ丘駅、村野駅宮之阪駅のホームに待合室を設置するよう京阪電鉄に求めること。
 - ・ 山田池団地から出る場所に西側を見るカーブミラーを設置すること。
 - ・ 甲斐田町12-30にカーブミラーを設置すること。
 - ・ 星ヶ丘駅周辺の道路問題解決と安全対策を講じること。
 - ・ 星ヶ丘駅から2丁目、3丁目の道路の安全対策を講じること。
 - ・ 星丘2丁目44の変則交差点の安全対策を講じること。
 - ・ 茄子作1丁目4419周辺の市道の安全確保を行うこと。
 - ・ 中宮2号線の道路整備を早急に行うこと。
 - ・ 府道枚方交野寝屋川線の村野浄水場横の交差点改良と交差する市道村野浄水場外周線に歩道の設置を行うこと。
 - ・ 村野高見台－桜丘北小－星丘2～3 東部経由、松丘町へ抜ける道路の車両通行規制（ラッシュ時、一方通行、手すり付歩道など）など歩行者・母子・学童の安全の優先確保
 - ・ 狭くて危ない星ヶ丘駅周辺の道路、村野浄水場までの道の拡幅整備を行うこと。（星丘全域の歩道の整備、ガードレールの設置、側溝にふた、安全対策と歩道の確保）
 - ・ 星丘2・3丁目、駅からの坂道の側溝に全部ふたをすること。
 - ・ 桜丘北保育所の向かい側、ハロックス横の道路に歩道を設置すること。
 - ・ 星丘3丁目3番、通学路の安全対策を講じること。
 - ・ 星丘2丁目、星丘テニスコート前からコスモGSまでの道路の改善をはかる。
 - ・ 車の抜け道となっている桜丘町72付近の浄水場の間の道路の安全対策を講じること。
 - ・ 村野高見台2205、水がたまる道路の改修を行うこと。
 - ・ 宮之阪3丁目松心園と精神医療センター間の道路に歩道を設置すること。
 - ・ 枚方水口線、通称バス道路を拡幅し歩道を設置すること。

- ・ 歩道の切り下げ部分が多く、車椅子の通行が困難な箇所の改善をはかること。(Mプラザ付近、池之宮2)
- ・ 出会いがしらの事故が多く、危険な都丘町内の道路で必要な箇所に「止まれ」の表示をすること。
- ・ 切り下げ部分が多く歩きにくい精神医療センターから関西外大までの道路歩道の改善をはかること。
- ・ 堂山1丁目19と2丁目12の間の道路、側溝と歩道の取り合いの不安定感の改善をはかること。
- ・ 穂谷川自然巡回道路の出屋敷橋から北側バス通りまでのガードレールの外側に歩道を設置すること。その反対側の草を刈り取ること。
- ・ 村野駅前通りに歩道の整備を行うこと。
- ・ 外大前の歩道の真ん中にあるU字型の車止めが危険なので取り除くこと。
- ・ 茄子作北町から釈尊時までのバス道路は、茄子作北町バス停で人が待っていると歩道を歩くことが出来ず危険。歩道に草が生えているし、自転車も通るので歩くことが出来ない。
- ・ 精神医療センター前のバス停にベンチを設置すること。
- ・ 星丘3丁目1-50と50-1の間の道路、枚方信用金庫向かいの道路・街灯を明るくすること。
- ・ 村野西町57と58の間の道路に防犯灯を設置すること。
- ・ 村野駅から村野本町通りに街路灯を設置すること。
- ・ 招提団地内の街灯の照度を明るくすること。
- ・ 車塚公園のベンチに日よけを設置すること。
- ・ 星丘3丁目3-63と3-33横の公園の滑り台に手すりを付けること。
- ・ 都丘地区内に防災の点からも児童公園をつくること。
- ・ 甲須公園は犬の糞が多くこどもが遊ぶことが出来ない。砂場の対策を。
- ・ 甲斐田新町に公園をつくること。
- ・ サプリ村野の裏側の土手の除草、桜の木の剪定、通学路の除草を行うこと。
- ・ 村野駅のバリアフリー化を行うこと。
- ・ 牧野北町6、読売新聞販売所角(府道への出入り口)にカーブミラーを設置すること。
- ・ 京阪御殿山駅周辺の道路整備を行うこと。
- ・ 市道上島渚線の片埜神社の拡幅を行うこと。
- ・ 三栗府営住宅から牧野駅に通じる道路(京阪電車線路沿い)の歩行者の安全対策を講じること。(かまぼこ道路の解消)

- ・ 上野1丁目、ファミリーマート前交差点の安全対策を講じること。
- ・ 京阪御殿山駅舎のバリアフリー改良を京阪電気鉄道に求めること。
- ・ 渚南町内の道路の補修を行うこと。(抜け道となっているために交通量が多く、家が揺れるなどの苦情がある)
- ・ 伊加賀寿町10-11から9-2までの側溝の整備を行うこと。
- ・ 伊加賀寿町16-65付近の道路の段差解消。
- ・ 伊加賀寿町17付近の水溜り解消のため、側溝を整備すること。
- ・ 出口1丁目2-20出口ふれあい公園周遊道路付近に防犯灯設置を行うこと。
- ・ 南中振1丁目41-9～40-2までの道路補修を早急に行うこと。
- ・ 翠香園町さだ小学校下上交差点の信号の改良や標識改良を行い、事故を未然に防ぐ取り組みを行うこと。
- ・ 東中振2丁目5(セブンイレブン前)の側溝に蓋かけし、安全対策を行うこと。
- ・ 東中振1丁目～光善寺(グリーンバレー通り)のアスファルト道路陥没の補修と歩道の拡幅を行うこと。
- ・ 樟葉西小学校の北側、南側の道路の交通規制は、そのまま堅持すること。
- ・ 船橋23,24号線に道路照明を増設すること。
- ・ 樟葉駅周辺に自転車駐車場を増やすこと。
- ・ 樟葉駅周辺の道路、歩道の補修を引き続き行うこと。
- ・ 枚方ハイツに向かう道路の補修や改良を行うこと。

市長公室に関する要望

- ・ 老朽化した枚方警察香里連絡署跡地の整備については、新たに防災の観点も含む施設及び自治会館とし、建設に際しては支援を行うこと。
- ・ 樟葉駅に終日特急が停車するように京阪電鉄に要望すること。
- ・ 樋之上から樟葉駅行バスを増便するように京阪バスに求めること。
- ・ 北山からJR長尾駅へのバス増便を京阪バスにもとめること。

福祉総務課に関する要望

- ・ ラポール枚方の観光バス発着場にトイレを設置すること。

財務部に関する要望

- ・ 堂山地区に集会所がなく、地元住民が以前から要望している道路用地を提供すること。

下水道部に関する要望

- ・ 黒田川の定期清掃とユスリカ対策を講じること。
- ・ 北川の悪臭対策と汚染対策を講じること。

- ・ 溝谷川の定期清掃を行い、ユスリカ対策を講じること。
- ・ 溝谷川の上の下水道管に防錆塗装をすること。
- ・ 東田宮 1 丁目あんご公園の側溝に蓋をつけること。
- ・ 降雨時の浸水が頻繁にある星丘 2-46-24 付近の下水道改良を行うこと。
- ・ 甲斐田新町 29 付近の下水道の整備を行うこと。
- ・ 北部下水処理場の跡地を一部市民に開放すること。早急に市民の意見を聞く場を設け、対策を講じること。
- ・ くずは地域の浸水多発地帯に対する工事を行うこと。
- ・ 樟葉南小学校のグラウンド下に雨水貯留施設を設置すること。
- ・ 樟葉西中学校正門前の錆びたフェンス、引き続き改良すること。

教育委員会への要望

- ・ 旧村野中学校校舎の一般開放と地域利用を行うこと。
- ・ 桜丘地域、山田地域への公民館・図書館設置を行うこと。
- ・ 市駅周辺に図書館（蔵書 15 万冊）を設置すること。
- ・ きらら、中央図書館への無料バスを運行すること。
- ・ 元明倫幼稚園、山田幼稚園の地域利用を行うこと。
- ・ 山田図書館の図書館分館機能の復活と一般開放や地域利用をはかること。
- ・ 桜丘・中宮中学校校区に地域体育館を建設すること。

以上

幼稚園・学校施設、設備に関する要望

- ・ 枚方幼稚園
 - ① 遊戯室外側および園庭倉庫にインターホーンの設置
 - ② 保育室の内装（1保育室）
 - ③ 保育室の男児用便器と水洗タンクの取替え（3保育室）
- ・ 香里幼稚園
 - ① 校庭東側の溝の埋め込み
 - ② 星・ひよこ・うさぎ保育室の天井の木の取り直し
 - ③ 裏山・飼育小屋裏（校庭側）の斜面土砂流失止め
- ・ 樟葉幼稚園
 - ① 職員室トイレの改修
 - ② 職員室の改修
 - ③ 固定遊具の塗装（専門家による塗装を）
- ・ 高陵幼稚園
 - ① テラスに巻き上げ式ひさしの設置
 - ② 砂場に日よけの屋根の設置
 - ③ 飼育小屋の建て替え
- ・ 殿山第2幼稚園
 - ① うち廊下にひさしのとりつけ
 - ② 年長組保育室のテラス西側に水道の設置
 - ③ 遊戯室内装と園舎及び屋根の塗装
- ・ さだ幼稚園
 - ① 園庭側に園門の増設
 - ② 園庭側に高いフェンス
 - ③ 非常ベルの増設
- ・ 桜丘幼稚園
 - ① 園舎内外の塗装
 - ② 廊下のコーティング
 - ③ 湯沸し室及び職員・来客用トイレの換気扇の取替え
- ・ 津田幼稚園
 - ① 遊戯室の内装
 - ② 窓枠・サッシの取替え及び網戸の設置
 - ③ 遊戯や用具を収納できる倉庫の設置
- ・ 樟葉南幼稚園
 - ① プレハブ保育室・遊戯室の内装
 - ② オートロックの設置

- ③ 遊具の塗装
- ・ さだ西幼稚園
 - ① オートロックの設置
 - ② ひさし及び巻き上げ式ひさしの設置
 - ③ 職員室にブラインドの設置
- ・ 田口山幼稚園
 - ① オートロックの設置
 - ② プレハブ保育室前のテラスのひさしのとりつけ
 - ③ テラスのひさしの取り付け
- ・ 枚方小学校
 - ① 教室棟外壁の塗装
 - ② プール西側フェンスを高く
 - ③ 理科室・図書館の床面の改修
- ・ 枚方第二小学校
 - ① 管理棟トイレ全面改修
 - ② 管理棟改装
 - ③ プール改修
- ・ さだ小学校
 - ① 体育館の屋根と窓枠の改修
 - ② 音楽室の壁面及び天井の吸音パネルの設置
 - ③ 雨水溝の補修
- ・ 香里小学校
 - ① 校舎外壁の塗り替え
 - ② 児童用トイレの改修
 - ③ 理科室の改修
- ・ 開成小学校
 - ① 平成 20 年度使用予定の普通教室の改装
 - ② プールサイドの改修とプールフェンスの改修
 - ③ 非常用放送設備の改修
- ・ 五常小学校
 - ① 中、北校舎トイレ改修
 - ② 管理棟にある理科室の改修
 - ③ 校舎外壁の補修（管理棟、北校舎、中校舎、南校舎）
- ・ 春日小学校
 - ① 管理棟の防火扉の修理
 - ② 理科室の全面改修

- ③ 体育館の補修
- ・ 桜丘小学校
 - ① 体育館の雨漏りの防止及び窓枠のアルミサッシへの改修
 - ② 南校舎とプールの中の溝の改修及び土手の補強工事
 - ③ 玄関及び中庭西側の通路の改修
- ・ 山田小学校
 - ① 職員室運動場側にも防球ネットの設置
 - ② 北校舎廊下の結露対策
 - ③ 管理棟トイレの全面改修
- ・ 明倫小学校
 - ① 前庭敷石の改修
 - ② 運動場の改修
 - ③ 廊下の結露対策
- ・ 殿山第一小学校
 - ① 運動場にあるプール用トイレ・更衣室の改善
 - ② 非常用放送の改善
 - ③ 渡り廊下（管理棟と教室棟間）の雨水の吹き込み防止と落下物防止
- ・ 殿山第二小学校
 - ① 管理棟の全面改修
 - ② 東校舎出入口口のひさし設置
 - ③ 東校舎の廊下壁の修理
- ・ 樟葉小学校
 - ① 管理棟の鉄製窓枠のアルミサッシ化
 - ② プール関係の改修、特に内部のシート化
 - ③ エレベーターの設置
- ・ 津田小学校
 - ① 管理棟の全面改修
 - i 会議室・印刷室の新設 ii 図書室の改修新設 iii 家庭
科室の改修 iv 理科室の改修 v 図工室の改修 vi 音楽
室の改修 vii 視聴覚室の新設 viii 職員室の改修 ix 玄関
スロープの設置 x エレベーターの設置 xi 保健室の改
修
 - ② 給食コンテナ室の新設
 - ③ 管理棟から体育館への渡り廊下の改修とスロープの設置

- ・菅原小学校
 - ① 管理棟の改築または職員室の改修
 - ② 管理棟と図書館の間に渡り廊下を設置
 - ③ 職員室トイレの増設
- ・氷室小学校
 - ① 児童用トイレの改修
 - ② 通学路の整備
 - ③ 樹木の伐採
- ・高陵小学校
 - ① プールの改修
 - ② 北校舎1号棟トイレの2階から1階部分の改修
 - ③ 北校舎（1号棟、普通教室棟3階建て）の改修
 - i 窓枠改修 ii トイレの全面改修 iii 3階教室の床改修
- ・山之上小学校
 - ① 中庭の土砂の防砂壁の設置
 - ② プールの改修
 - ③ 理科室、家庭科室の整備
- ・牧野小学校
 - ① 管理棟2階の女子トイレに洋式便器を設置
 - ② 家庭科室の改修
 - ③ 理科室の改修
- ・交北小学校
 - ① 児童用便所の改修
 - ② 家庭科室の調理台の取替え及び水回りの改修
 - ③ 給食配膳室の全面改修
- ・香陽小学校
 - ① 管理棟の廊下及び校長室の照明を明るく
 - ② 自転車置き場の増設
 - ③ 体育館の床の改修
- ・招提小学校
 - ① トイレの改修
 - ② プールの全面改修
 - ③ 放送室内の放送機器の改善
- ・中宮小学校
 - ① 体育館の改修

- ② 窓枠の全面改修（北校舎を除く）
 - ③ 運動場の改修
- ・ 小倉小学校
 - ① 教室棟各教室内の改修
 - ② 管理棟廊下・階段の剥落修理
 - ③ 管理棟職員室の運動場側窓枠改修（強化ガラスに）
- ・ 樟葉南小学校
 - ① 管理棟非常口ドアの改修・非常階段・校舎壁面等の補修
 - ② 児童トイレの改修
- ・ 磯島小学校
 - ① 児童用トイレの改修及び壁面の改装
 - ② 不審者対策のための設備
 - i 警察とのホットラインの開設
 - ii 光化学スモッグ予報の放送システムを利用して学校が緊急時のサイレンを鳴らせるような設備
 - ③ 教室や管理棟の部屋の鍵の全面的な取替えとマスターキーの一本化
- ・ さだ西小学校
 - ① 教室棟・管理棟の鉄枠の窓をアルミサッシに改修
 - ② 児童・職員室トイレの改修及び児童手洗い場の改修・換気扇の設置
 - ③ 教室の扉の改修及び保健室の外側扉の改修
- ・ 樟葉西小学校
 - ① トイレの改修
 - ② 学校敷地フェンスの改修
 - ③ 各教室の窓枠の改修
- ・ 田口山小学校
 - ① 教室棟改修・管理棟改修
 - i 教室窓のアルミサッシ化
 - ii 理科室の改修
 - iii 外壁の塗装
 - iv 放送設備の交換
 - v 管理棟 3 階に水道設備増設（新規）
 - ② 教室棟トイレの改修
 - ③ 児童下足室に雨よけの囲い
- ・ 西牧野小学校
 - ① 全教室に昇降黒板の設置

- ② トイレの全面改修
 - ③ プール施設の設置
- ・ 川越小学校
 - ① 放送室の改修
 - ② プールの腰洗い場、シャワーの足下のタイルの補修とプールサイドの改修
 - ③ 児童のトイレの改修
- ・ さだ東小学校
 - ① 放送設備
 - ② 窓枠の補修
 - ③ 網戸の設置
- ・ 桜丘北小学校
 - ① 1階教室の窓と図書室の窓の手すりの設置
 - ② 渡り廊下の雨よけフェンスの設置
 - ③ トイレの改修
- ・ 津田南小学校
 - ① プール施設・設備関係
 - i プールサイドの補修
 - ii 更衣室扉の改修
 - iii トイレ天井壁の張替え
 - iv 入り口扉の改修
 - v 濾過器の改修
 - ② 東棟東の非常階段の塗装
 - ③ 調理場と北校舎のわたり廊下の屋根の設置
- ・ 樟葉北小学校
 - ① 階段・廊下の破損部分の改修
 - ② 安全管理設備（正門及び運動場の監視カメラの設置）
 - ③ 防球ネットの増設
- ・ 船橋小学校
 - ① 教室棟の手洗い場の改修
 - ② プール管理室と職員室の電話（緊急時の通報）
 - ③ プールサイドの改修
- ・ 菅原東小学校
 - ① プールの改修
 - ② トイレの改修
 - ③ 防球ネットの張替え
- ・ 中宮北小学校
 - ① プール底、プールサイド等の床面及びタイルの補修
 - ② 教室棟3階の廊下窓枠付近の防水

- ③ 正門付近及び中庭の排水工事
- ・ 山田東小学校
 - ① 児童用トイレのドアの改修及び取替え
 - ② プールサイドの大改修
 - ③ 保健室の北側のアルミサッシの引き戸（透明ガラス入り）一式取替え
- ・ 藤阪小学校
 - ① トイレのドアの取替えとバルブ交換
 - ② 各教室の入り口扉の取替え
 - ③ プールのトイレや機械室のドアの取替え
- ・ 平野小学校
 - ① 調理場への通路
 - ② 教室棟トイレの全面改修
 - ③ プールの改修
- ・ 長尾小学校
 - ① プールサイドの補修
 - ② 調理場への屋根の付け足し
 - ③ 教室棟出入り口扉の補修
- ・ 東香里小学校
 - ① 非常階段の防腐ペンキぬり
 - ② 小プール横に見学者用ひさし
 - ③ 大型湯沸かし器の撤去
- ・ 伊加賀小学校
 - ① 校舎壁面からの雨漏りを防ぐための改修
 - ② 洋式トイレのアコーディオンカーテンの改修
 - ③ プールサイドの改修
- ・ 西長尾小学校
 - ① 体育館の雨漏り防止
 - ② プール改修
- ・ 第一中学校
 - ① 放送設備の改善
 - ② 教室棟 3 号館の教室ドアの改修
 - ③ 教室棟身障者用トイレの改修
- ・ 第 2 中学校
 - ① 正門及び裏門の全面改修
 - ② 駐輪場の設置

- ③ 管理棟各トイレの全面改装
- ・ 第4中学校
 - ① プールの改修
 - ② 体育館放送設備及び管理棟放送設備の入れ替え
 - ③ 教室棟南側ベランダの雨水の排水管設備
- ・ 津田中学校
 - ① 北棟教室の運動場側に防球ネットの設置を
 - ② 調理室の修理を
 - ③ 被服室の全面改修を
- ・ 枚方中学校
 - ① 図書室の東壁面の改修
 - ② 体育館の建て替え
 - ③ 体育館の壁面の補修・塗り替え
- ・ 中宮中学校
 - ① 管理棟特別教室及び準備室のドアと鍵の交換
 - ② 校長室の改修
 - ③ 家庭教室の水周りと準備室の棚の整備
- ・ 招提中学校
 - ① 教室棟の鉄製窓枠の取替え
 - ② 体育館の放送設備の修理
 - ③ 音楽室の雨漏り
- ・ 楠葉中学校
 - ① 美術室（2教室）全面改修
 - ② 理科室（2教室）全面改修
 - ③ 校舎北側外周、テニスコートの排水整備
- ・ 楠葉西中学校
 - ① 校舎の窓枠の全面入れ替え
 - ② 管理棟玄関の改修
 - ③ トイレの全面改修
- ・ 東香里中学校
 - ① プールの改善
 - ② 教室棟の改修
 - ③ 体育館の改修
- ・ 長尾中学校
 - ① 校舎壁面の塗装・補修
 - ② 管理棟1階のトイレの補修

- ③ 体育館の床の改修及び舞台の改善
- ・ 杉中学校
 - ① 体育館の屋根の改修
 - ② 枚方藤阪線開通に伴う騒音・振動・排気ガス等
 - ③ 管理棟トイレの仕切り板及びドア、排水の全面改修
- ・ 山田中学校
 - ① 教室棟及び管理棟トイレの改修
 - ② 教室棟の窓枠の修理
 - ③ 教室ドアの取替え
- ・ 渚西中学校
 - ① インターホーンの改修
 - ② 第1・2美術室の黒板の交換
 - ③ 養護教室の改装
- ・ 桜丘中学校
 - ① 運動場の整備
 - ② 砂場の砂の入れ替え
 - ③ 教室ドアの取換え
- ・ さだ中学校
 - ① 管理棟廊下及び下足箱設置場所の照明設備の改修
 - ② 教室棟・管理棟トイレの全面改修
 - ③ 一部教室棟及び特別教室の出入り用扉、消火栓横扉の改修
- ・ 招提北中学校
 - ① 生徒用トイレ内アコーディオンカーテンの修理
 - ② 養護学校網戸の設置
 - ③ 養護学校教室棟の絨毯マットの張替え
- ・ 長尾西中学校
 - ① 校舎周りの防球フェンスの高さの延長
 - ② 正門・裏門への防犯カメラの設置
 - ③ パソコン教室及び職員室のコンピューター入れ替え

以上